

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ベニスイガニ日本海系群

2. 意見表明の申出者

氏名	中村 将人 (ナカムラ マサト)
所属又は職業等	上越漁協 理事/上越漁協能生支所 支所長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

当地区においては、日頃より風が続いた場合は自主休漁をする等資源管理に取り組んでいる。先に IQ を導入したマグロの資源管理においては、漁獲実績に基づく枠の配分を行っているが、このよう配分手法では日頃より資源管理を行っている漁業者が不利益を被ることになる。そのような事がないよう漁獲実績だけでなく自主的な資源管理による漁獲減等を加味して枠の配分を行ってほしい。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

ベニズワイガニは定着性の資源であり、個々の漁業者が操業する海域と資源評価を行う海域とで必ずしも資源動向が一致するものではないと考がえている。評価にあたっては実際に操業する海域の漁業者の意見を十分考慮してほしい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

当地区においては冬季間の禁漁に加え、ベニズワイガニ資源を有効利用するため漁獲、加工、販売を漁業者が行う6次産業化に取り組んでおり、過去の実績を考慮した販売計画に基づく漁獲を行い過度に資源に圧力をかけないようにしている。

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

当地区におけるベニズワイガニ漁においては、漁業者が直売所で販売するのに必要なものを漁獲しており、年間の出漁日数は50～60日程度で資源への圧力は高くないと考えている。管理の対象については年間を通じ大々的に漁獲し販売する大臣管理漁業だけとして頂きたい。

- (3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ベニズワイガニ日本海系群

2. 意見表明の申出者

氏名	鳥取県漁業調整課
所属又は職業等	

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

ベニズワイガニは、漁業の特性上メスの情報が無いなど、利用可能なデータが比較的少ないため、資源量推定の精度に問題があると考えている。また、日韓暫定水域内における外国漁船の影響が大きく、クロマグロのように国際的な枠組みの中で、外国漁船も含めた漁獲管理を行うように慎重に議論することが必要であると考えます。

また、ベニズワイガニは、境港の水産加工業を支える重要魚種の一つとなっており、漁業だけではなく、加工等の背後地企業の経営も考慮した包括的な施策の検討が必要と考えています。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

鳥取県漁獲情報提供システムにより収集できないため、水揚伝票を収集整理し、水揚（漁獲）漁を集計しています。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

加入悪化の主たる原因は海洋環境と考えています。2022年12月23日付け水産庁資料のスライド②の図4では、目標管理基準値は約30年前の値に基づくものとなっています。中短期的な目標管理基準値の導入の検討も必要ではないかと考えます。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

資源評価は再生産関係が不明な新2系であり、MSYの算出が出来ない資源であることを考慮すると、TAC対象種として妥当な魚種であるか検討が必要と考えます。具体的かつ有効な資源管理が提言できるかの検討が必要と考えます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

まずは、生産者および水産加工業界が混乱しないよう丁寧な説明をお願いします。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画に基づく漁獲努力量の削減、減船、改良漁具（リング（小型ガニの脱出口）付きかご）の導入、7～8月の禁漁
※平成19年9月～年間漁獲量の上限を設定（個別割当方式）

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

まずは、べにずわいかにかご漁業者。そして、境港の水産加工にとって重要な加工原料魚種でもあるため、卸、仲買、加工業者等、漁港背後地の関係者の周知が不可欠であると思われる。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

大臣管理水域に関しては日韓暫定水域の韓国漁船の漁獲についてもっと説明する必要があると考えます。また、単なる数量提示ではなく、具体的な管理方策の提案が必要です。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

べにずわいかにかご漁業

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

日韓の政府間協議、民間協議の再開に向けて、何か動きがあればご教授願いたい。